

施工業者様へ

墓石等の工事における遵守事項について

名取市墓地公園内の墓石等の工事にあたっては、次の事項を遵守してください。

- 1 着工前に、墓地公園一時使用許可申請書に必要事項記入の上、名取市墓地公園管理棟窓口へ添付書類と併せて提出してください。
申請書等が提出された区画から順次一時使用許可しますが、付近の区画で既に工事を行っている場合は、着工時期を調整させていただく場合がございます。
- 2 工事にあたっては、隣接する墓地及び工事に使用する通路沿いの墓石等を傷つけないよう、細心の注意を払ってください。
- 3 万が一隣接する墓地及び工事に使用する通路沿いの墓石等を傷つけた際は、ただちにクリーン対策課へ報告してください。
- 4 重機等の積み下ろし後は、速やかにトラック等の車両を駐車場へ移動させてください。
- 5 芝生墓地区画内(芝生部分)へのトラック・小型重機等の乗り入れは原則禁止です。
ただし、工事の施工上必要な場合は、コンパネ等で養生し、芝生を傷めないように配慮してください。(養生計画策定し。。)
- 6 墓地区画内に車両が進入することを認めていますが、各区画間の細い通路に関しては、アスファルト等を傷つけないようコンパネ等で養生してください。(裏面参照)
また、カニクレーン等の重機を使う際は、通路すべてをコンパネ等で養生してください。
- 7 通路等を走行する際は、歩行者の方々も利用するため、必ず徐行してください。
- 8 工事完了後は、墓地公園一時使用許可に係る工事完了検査申請書に必要事項記入の上、名取市墓地公園管理棟内受付窓口へ提出してください。
- 9 上記のほか、別紙「墓地の設置基準と区画の大きさ」「名取市墓地公園の施設の制限、手続き等の運用について」を熟読のうえ、工事を行ってください。

〒981-1292

名取市増田字柳田 80 番地

名取市生活経済部環境共創課環境衛生係

TEL 022-724-7160